

別紙2 保守・管理約款

第1条（目的）

本約款は、お客様が、当社に対し、本約款第3条に定める保守管理業務（以下本約款において「本業務」といいます。）を委託し、当社が本業務を受託することについて詳細を明らかにすることを目的とするものとします。

第2条（本約款と個別合意）

1. 本約款は、お客様と当社間で締結される本業務に関するすべての本約款外の個別の合意について適用されるものとします。
2. 前項で個別の合意とは、契約書等の名称に限られず、本業務に関する合意書、発注書及び注文書その他のお客様と当社間の合意が表示された文書に基づく全ての合意を含むものとします。
3. 第1項における個別の合意の内容と、本約款で定めた内容に矛盾が発生した場合、個別の合意が優先するものとします。

第3条（保守管理業務）

お客様は、当社に対して、以下の保守管理業務を委託し、当社はこれを受託するものとします。

- （1）お客様のIT機器の運用サポート業務
- （2）お客様のIT機器の保守サポート業務
- （3）お客様からの問い合わせ対応業務
- （4）前各号に定める業務に付随する業務
- （5）その他、お客様当社間で別途合意した業務

第4条（損害賠償）

お客様又は当社が本約款又は個別約款に違反し相手方に損害を与えたときは、お客様又は当社は当該損害について賠償の責を負うものとする。ただし、損害は、相手方が被った直接かつ現実に生じた通常損害（将来損害、逸失利益を含まない。）に限るものとします。

第5条（機密保持）

1. 本約款に基づいて保持されるべき機密（複製も含みます。以下「機密情報」といいます。）とは、次の各号に掲げるものをいうものとします。
  - （1）本約款の履行の過程において一方当事者が他方当事者に対して、機密である旨を明示又は明記のうえで、口頭、書面、電子的ファイルもしくはデータ、他一切の表現

方法・メディアにより開示した全ての情報

- (2) 個人情報保護法第2条1項に定める個人情報
- (3) お客様当社間で本約款が締結された事実及びその内容
2. お客様及び当社は、機密情報を善良な管理者の注意義務をもって扱い、その複製は本約款履行のために最小限度とし、また、次の各号に掲げる行為は禁じられるものとします。ただし、当該情報を知る正当な理由のある自己の役員、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士で本条と同一の義務を負う者（以下「第三受領者」といいます。）に対して、本約款履行のために必要最小限の範囲で、機密情報を開示する場合を除くものとします。
3. 前項ただし書きにおける機密情報の開示を受けた第三受領者に本条の義務違背があった場合、当該第三受領者に機密情報を開示した当事者もその責めを負うものとします。
  - (1) 機密情報を第三者に漏洩すること
  - (2) 本約款の履行以外の目的で機密情報を利用すること
4. お客様及び当社は、次の各号に掲げる場合、ただちに、相手方当事者又は当該相手方当事者の指示を受けた第三者から提供された機密情報を含む全ての書類・記録その他の媒体（複製を含みます。）を、直ちに相手方当事者に返却しなければならないものとします。
  - (1) 本約款が終了した場合
  - (2) 相手方当事者の指示があった場合
5. 次の各号に掲げる場合は、本条の適用から除外されるものとします。
  - (1) 開示時点において、当該情報を既に所有していた場合
  - (2) 開示時点において、当該情報が既に公知の場合
  - (3) 開示後、自己の責に帰すべからざる事由によって、当該情報が公知となった場合
  - (4) 相手方当事者が予め書面により当該情報の第三者への開示又は目的外利用を許諾した場合
  - (5) 法令により開示が強制される場合
6. お客様又は当社が本条に違反した場合、その相手方当事者に対して損害賠償責任を負うものとします。
7. お客様又は当社が本条に違反し、又は違反するおそれがある場合、相手方当事者は、当該違反の停止又は予防を請求することができるものとします。

#### 第6条（権利義務の移転禁止）

お客様及び当社は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本約款に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとします。

以上